

大和市条例第13号

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月16日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第13号

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

14 令和2年5月1日から同年7月31日までの間、市長の給料の月額は、第3条第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる額からその額に2分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条、第6条及び第7条の規定により支給される手当の計算の基礎となる給料の月額は、第3条第1号に掲げる額とする。

15 令和2年5月1日から同年7月31日までの間、副市長及び教育長の給料の月額は、第3条第2号及び第3号の規定にかかわらず、これらに掲げる額からその額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条、第6条及び第7条の規定により支給される手当の計算の基礎となる給料の月額は、それぞれ第3条第2号又は第3号に掲げる額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

